

2. 大切な浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の活躍により水をきれいにしています。様々な装置が組み合わされており、機能を正常に保つためには各装置の適正な維持管理が必要です。

維持管理では「保守点検」「清掃」「法定検査」を行います。

「保守点検」

浄化槽の管理者は、浄化槽の処理機能の確認、機器の調整・整備などを定期的に行う必要があります。

保守点検作業は、「浄化槽管理士」のいる専門業者(※)に委託することができます。

(※都道府県による登録制度のある場合は登録業者に、ない場合は浄化槽管理士に委託することができます。)



「清掃」

浄化槽には処理の過程で汚水から取り除いた固形物(汚泥)が溜まるため、浄化槽の管理者は年に1回以上汚泥を引き出さなければなりません。清掃作業は市町村の許可を受けた業者に委託することができます。

「法定検査」

新しく浄化槽を設置したときは使用開始後3ヶ月から5ヶ月以内に、浄化槽の処理機能が正常かどうかを検査しなければなりません。その後も保守点検や清掃が適切に行われているか、浄化槽の性能が発揮されているかを年に1回、定期的に検査しなければなりません。検査は、都道府県の指定を受けた検査機関が実施します。



(参考) 浄化槽の維持管理費用の例

浄化槽の維持管理費用は処理方式や人槽規模(大きさ)、立地条件等、管理の内容によってさまざまです。ここでは参考にアンケート調査による費用の例を以下に示します。

(環境省：平成21年度浄化槽の維持管理費用に関する調査報告書より)

通常型〔処理水のBODが20mg/L以下:5人槽〕

年 59,000 円／基

＜内訳＞	清掃	25,000 円
	保守点検	18,000 円
	電気代	11,000 円
	法定検査	5,000 円